

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条の規定により、県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第18項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月21日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営農村地域防災減災事業黒瀬沢地区変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和7年3月24日（月）から同年4月18日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 3 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所本庁舎掲示場
秋田市雄和妙法字上大部48番地1 秋田市雄和市民サービスセンター

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条の規定により、県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第18項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月21日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営農村地域防災減災事業西の沢第1地区変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和7年3月24日（月）から同年4月18日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 3 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所本庁舎掲示場
秋田市雄和妙法字上大部48番地1 秋田市雄和市民サービスセンター

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条の規定により、県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第18項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月21日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営農村地域防災減災事業大沢口地区変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和7年3月24日（月）から同年4月18日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 3 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所本庁舎掲示場
秋田市雄和妙法字上大部48番地1 秋田市雄和市民サービスセンター

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条の規定により、県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第18項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月21日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営農村地域防災減災事業和田地区変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和7年3月24日（月）から同年4月18日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 3 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所本庁舎掲示場
秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2 秋田市河辺市民サービスセンター